

# 龍ヶ崎市 中期財政計画

(平成 25 年度～平成 28 年度)

～持続可能な財政基盤の構築を目指して～

平成 25 年 2 月  
茨城県龍ヶ崎市

## は　じ　め　に

本市では、平成 10 年代前半までの人口増加に伴う財政需要の伸びとインフラ整備に伴う長期債務の本格償還期を迎える中、バブル景気崩壊後の景気の長期低迷や地価下落に伴い市税収入が伸び悩みを見せるなどにより、財政構造の硬直化が進行しました。

このため、平成 13 年度以降、行政内部に重点を置いた行政改革に取り組み、特に職員数はピーク時（平成 10 年度 579 人）と比較してすでに 2 割以上を削減（平成 24 年 12 月現在 448 人△131 人 22.6%）するなどにより、大きな財政削減効果を上げてきました。

しかし、三位一体の改革による地方交付税の削減などが続き、さらに、平成 20 年秋以降の世界同時不況の影響も加って、歳入環境は急速に悪化し、このまま何らかの対策を講じなければ、数年後には一般財源基金の枯渇が現実味を帯び、本市の財政は早晚「早期健全化段階」入りが危惧される情勢にありました。

その後、本市独自の財政削減効果の顕在化に地方交付税の復元も加わり、本市の財政状況は平成 20 年度を底に改善基調にあります。しかしながら、この改善は、市税などの自主財源の増収を伴う力強い改善とは言えず、依然として脆弱な財政基盤と考えることが妥当であり、今後の少子高齢社会が財政運営に及ぼす悪影響を勘案すると、多様化・増大を続ける公共サービス需要を「官」が担い続けることは、少なくとも財源面からは困難と考えられます。

このため、平成 24 年 10 月に施行した「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」に基づき、財政的な平常時であっても財政運営目標を定め、自立性の高い、持続可能な財政基盤の構築に取り組むこととしました。この「中期財政計画」の策定・実行も同条例に基づくものであり、公共サービスの主たる担い手である基礎的自治体である本市の姿勢を示すものでもあります。

本計画では、収支低水準の状態からの脱却などを優先課題に、状況に応じた財政力強化に取り組むこととします。これとともに、中長期的な視点から「公共を皆で担う」という理念の下、公共の仕組みの転換を目指した取組みを継続します。

本市の最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を実行するための財源を担保し、主体的なまちづくりを展開するためにも、持続可能な財政基盤の構築が必要不可欠です。このため、職員一丸となって、財政力強化に取り組みますので、ご理解とご協力をお願い致します。

平成 25 年 2 月

龍ヶ崎市長 中山 一 生

## 目 次

第1 財政の現状	
1 財政の現状	1
2 財政硬直化の原因	1
(1) 一般財源の減少と義務的経費の増加等	1
(2) 将来負担額	4
(3) 財政調整基金等の状況	5
第2 財政収支見通しと課題	
1 財政収支見通し	6
(1) 推計方法	6
(2) 財政収支見通し	6
2 行政運営上の課題	7
第3 中期財政計画の策定	
1 計画策定の趣旨と方向性	8
2 計画期間	8
3 財政力強化のための目標	8
(1) 財政収支の改善	8
(2) 柔軟な財政構造への転換	9
(3) 将来負担額の削減	9
第4 財政力強化の取組	
1 目標額	10
(1) 歳出削減目標額	10
(2) 歳入確保目標額	10
2 取組事項	10
3 計画実施後の財政収支見通し	13
4 進行管理と公表	13
資料	14

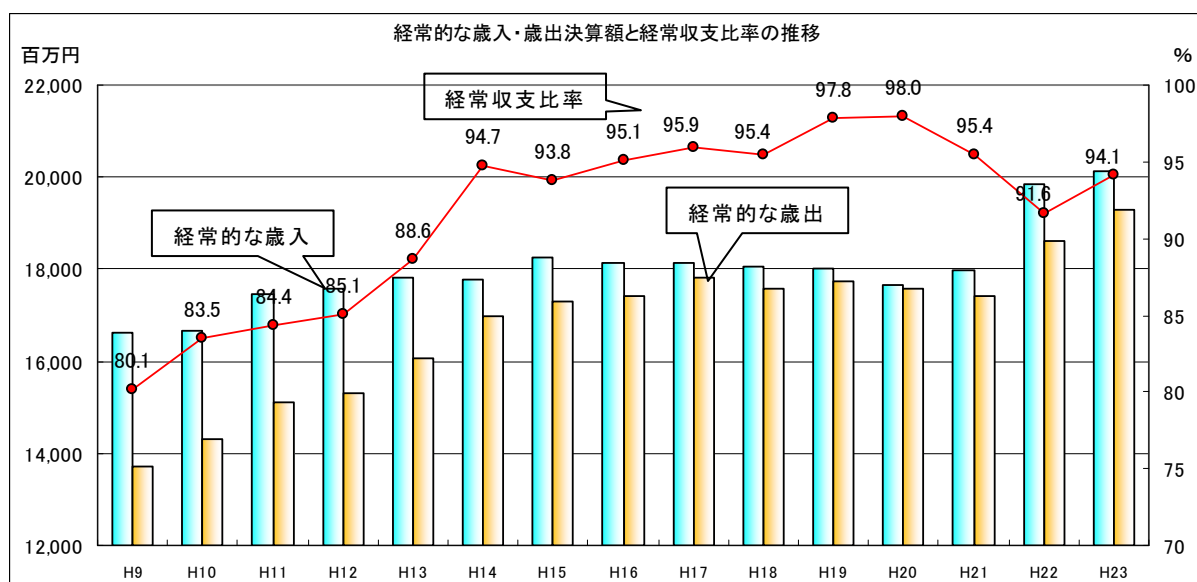
# 第1 財政の現状

## 1 財政の現状

財政健全化法<sup>1</sup>が平成 21 年 4 月から全面施行され、これにより同法に基づき算定する健全化判断比率<sup>2</sup>が基準値を超える場合は、同法に基づく財政再生等の取組が義務付けられました。

これによる本市の健全化判断比率は、平成 20 年度から平成 23 年度のいずれも早期健全化基準未達となり、同法に基づく本市財政の評価・判断は健全段階にあるということになります。また、外形的にも財源調整のための基金繰入れを行わずに、一定規模の黒字決算を維持しています。

しかし、平成 23 年度決算（普通会計）の経常収支比率は 94.1%と再び上昇に転じている状況にあります。こうした硬直した財政構造がさらに進行した場合には、本市の財政は裁量の余地のない、つまり身動きのとれない深刻な状況に陥ることも想定されます。



(注) 経常的な歳入には、臨時財政対策債等を含む。

## 2 財政硬直化の原因

### (1) 一般財源の減少と義務的経費の増加等

#### ① 一般財源の減少

本市の基幹収入である市税及び地方交付税は厳しい状況にあります。

ア 市税は、景気の長期低迷や地価下落を反映し、平成 15 年度に大きく落ち込

<sup>1</sup> 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の略称。

<sup>2</sup> 財政健全化法で定める財政の健全化を判断するための指標。4 つの指標により、「健全段階」、「早期健全化段階」又は「財政再生段階」の判定が行われる。

みました。その後は景気回復により市民税個人分は持ち直しつつあり、平成18・19年度では定率減税の廃止及び税源移譲もあって増収となりました。

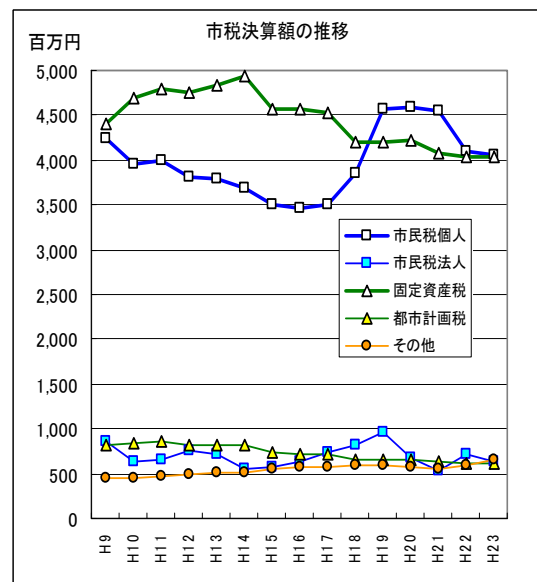
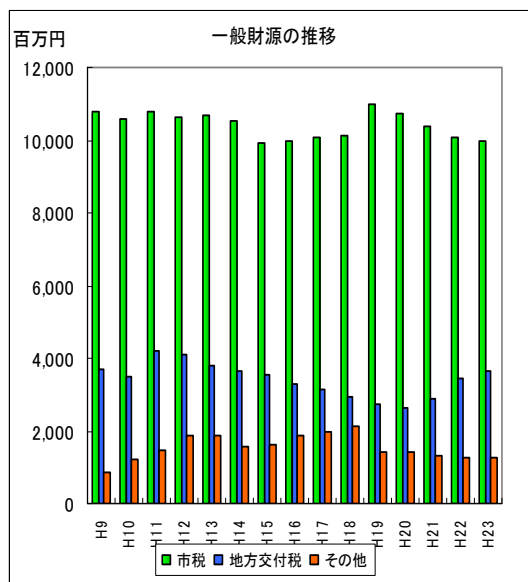
しかし、平成20年秋の世界的な金融危機を契機に、我が国経済は急速に冷え込み、企業業績の落ち込みと雇用環境の悪化など税収環境は一変、さらに東日本大震災も大きく影響を及ぼしました。

生産年齢人口の減少などにより、市民税個人分は厳しい局面が続くと見込まれます。また、地価の下げ止りが見通せない中、安定財源であるべき固定資産税及び都市計画税ともに依然厳しい情勢が続くと見込まれます。

イ 地方交付税<sup>3</sup>は、平成11年度の41.8億円が平成20年度では26.1億円と約4割も減少しています。臨時財政対策債を含む実質ベースでも9.4億円の減少と、三位一体の改革<sup>4</sup>の影響により大きく減少しました。

その後、疲弊した地方財政対策による特例措置、いわゆる「地方配慮」などの政策により、平成21年度以降の地方交付税は増収となり、平成23年度は36.6億円（震災復興特別交付税4.6億円を除く。）まで復元しました。

しかし、三位一体の改革において国庫補助負担金を削減し、一般財源化する際の財源措置として、いわゆる「交付税措置」が多用されました。この交付税措置により、当該費用は基準財政需要額に算入されますが、地方交付税の原資は増えるどころか減少傾向にあるのが実情であり、一般財源化の過程で、国から地方へ移譲されるべき財源の多くが事実上削減されてきたといえる状況です。



<sup>3</sup> 地方交付税は、地方の財源調整機能を有しており、本来、地方税収入の減少は地方交付税の増額要因となる。

<sup>4</sup> 国と地方の税財源に関する改革で、①国から地方への補助負担金の削減、②国税から地方税への税源移譲、③地方交付税制度の見直し、この3つをまとめて実行することから「三位一体の改革」と呼ばれる。税源移譲3兆円の一方で、国庫補助負担金改革で4.7兆円削減、地方交付税改革で5.1兆円が削減された。

## ② 義務的経費の増加等

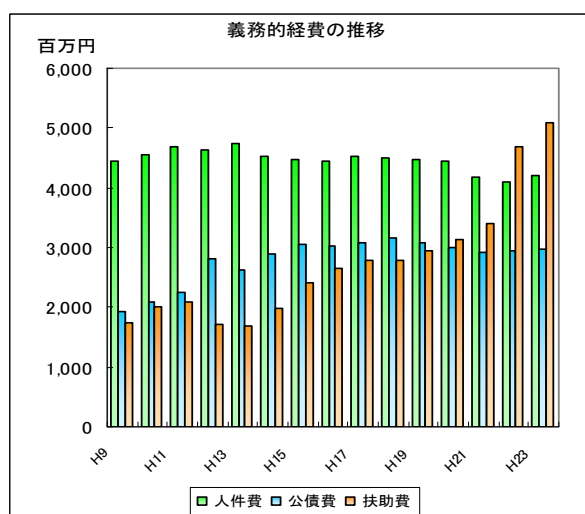
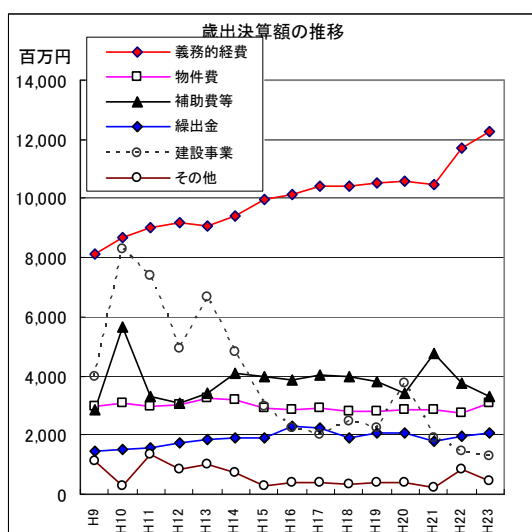
ア 義務的経費<sup>5</sup>は、歳出の大宗を占める経費で、平成 23 年度歳出決算構成比（普通会計）の約 55%を占める状況です。財政運営の自由度を高めるためには、この義務的経費の削減も重要なポイントの一つとなります。

しかし、人件費及び公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあり、全体としては増加基調にあります。

- 人件費 定員適正化計画を上回る職員削減等により一般職給料等は減少傾向にあり、財源確保でも大きな効果。一方で、共済制度掛金、地方議員年金制度の改正などに伴う負担増分のため、一般職給料等の削減効果が相殺され、人件費全体では微減。
- 公債費 市債の返済がピーク期にあるため、依然として高止まりの状況。新規借入抑制や低利借換えなどの効果で減少傾向。
- 扶助費 生活保護費をはじめ社会保障関係費の伸びが顕著。重点施策の子育て支援経費も加わり、少子高齢社会の進行とともに、増加傾向が続く。

イ 物件費は、近年の公共施設の整備水準の上昇に伴い、維持管理や運営経費が増加して財政負担も増えています。さらに、電気料金の値上げなども財政負担を押し上げる要因となっています。

ウ 本市の歳出構造の特徴は、一部事務組合負担金が含まれる補助費等の歳出構成比が高いことです。本市の一般廃棄物は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合で共同処理を行っていますが、現清掃工場の建設などに多額の事業費を投じており、同組合債の償還負担金が大きな財政負担となっています。当該償還は平成 26 年度で終了しますが、平成 26 年度以降に施設長寿命化のための大規模改修が予定されています。また、消防・救急業務などを共同処理している稲敷地方広域市町村圏事務組合においても、同時期に消防・救急無線のデジタル化事業が予定されており、当面、多額の負担が続くと見込まれます。



<sup>5</sup> 人件費、扶助費及び公債費を義務的経費という。支出が義務付けられた経費であるため、任意に削減することが困難な性質を有している。反面、この経費を抑制することは財政の自由度を高めることにつながる。

## (2) 将来負担額

本市では、昭和 50 年代から龍ヶ崎ニュータウン建設に合わせて学校や道路、公園、下水道などのインフラ整備をはじめ、JR 常磐線佐貫駅周辺の区画整理事業などに力を入れてきました。また、市内の均衡ある発展のため、既成市街地においても都市計画道路や下水道の整備などを順次行ってきました。この結果、本市のインフラ整備率は全国平均を大きく上回るなど、市民生活に直結した公共施設の整備は順調に進みました。

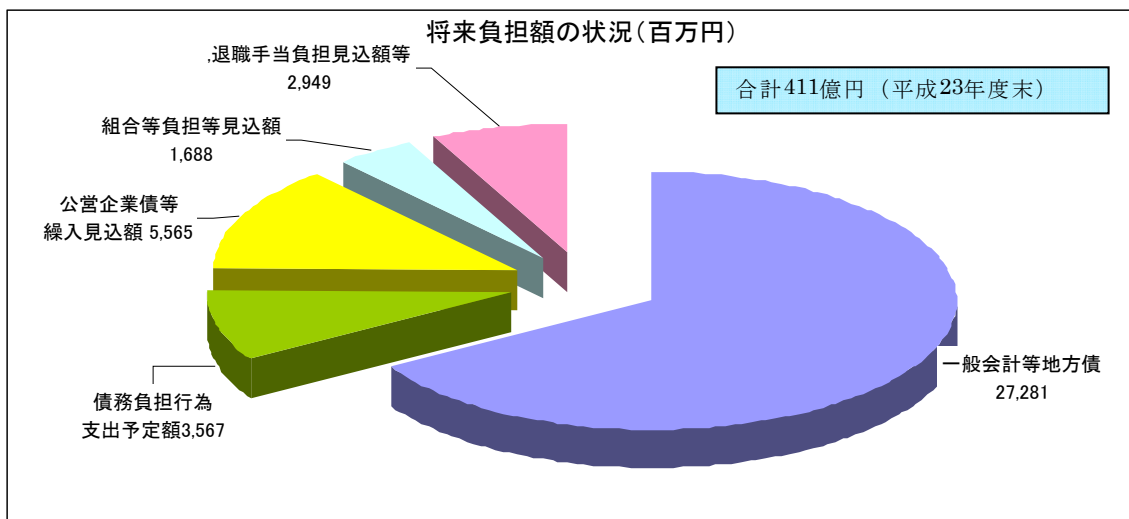
反面、インフラ整備の財源として活用した市債残高の累積に加え、ニュータウン内の小中学校の新設（8 校）や大規模増築（1 校）などに関する債務負担行為（5 省協定に基づく立替施行<sup>6</sup>に係るもの。）残高も累積しました。

特に、大型プロジェクトであった清掃工場建設事業及び周辺地域関連事業、総合運動公園建設事業は、大きな将来負担額を伴いました。

また、地方交付税の財源不足対策として、国に代わって自治体が自ら特例地方債の「臨時財政対策債」を借り入れする制度が平成 13 年度に創設されました。新規借入抑制などにより通常債残高が減少する一方で、これらの特例地方債の累積が顕著になっています。

市債や債務負担行為に係る償還期間は、おおむね 20 年から 30 年の長期にわたるものです。これにより返済費用は平準化され、「世代間の負担の公平」が確保されることとなりますが、反面、一旦上昇した返済費用は長期にわたって高止まりすることともなり、大きな財政負担となっています。

なお、市債などの活用にあたっては、将来の世代に対し過度の負担を強いることのないように留意が必要です。将来負担額<sup>7</sup>の状況は、次のグラフのとおりです。



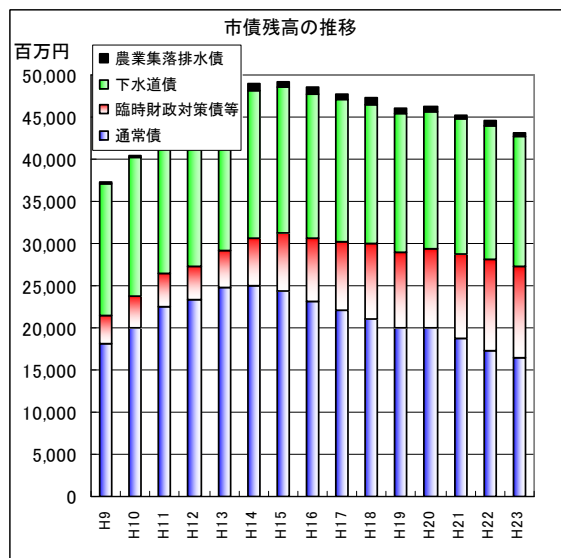
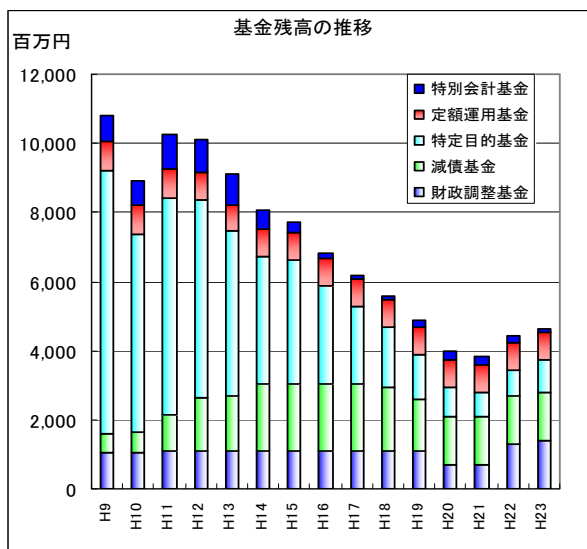
<sup>6</sup> 日本住宅公団（現、都市再生機構）等が行う大規模な宅地開発等においては、道路・公園・下水道などの公共施設の整備や、学校・幼稚園・保育園などの利便施設の整備費用が先行し、人口増加に伴う増収効果は遅効するため、当該市町村は財政的に窮することとなる。この対策として、公団等が当該市町村に代わって公共施設や利便施設の建設を施行し、当該市町村は当該費用を長期で返済する「立替施行」制度が制定された。この制度は、関係する 5 つの省（当時の建設省、大蔵省、文部省、厚生省、自治省。）で了解・制定されたことから、「5 省協定」と呼ばれている。

<sup>7</sup> 一般会計等が将来負担すべき地方債や債務負担行為に係る支出などの実質的な債務で、財政健全化法に規定する将来負担比率を算出するための基礎数値。

### (3) 財政調整基金等の状況

年度間の財源調整機能を担う財政調整基金は、平成20年秋以降の世界同時不況に伴う歳入環境の急速な悪化に対応するため、平成20年度において本格的な取崩しを行わざるを得ない状況となりました。その後、収支改善に伴い積み立てを行い、平成24年度末現在高見込額は13.8億円、減債基金との合計で約28.1億円という状況です。平成16年度末のピーク時(30.8億円)の約9割の水準まで回復が見込まれます。しかし、現下の厳しい財政環境を勘案すると、十分な残高が確保されているとは言えません。

特定目的基金は、当該基金の設置目的である施設整備等に際して取崩しを行うことから、その残高は公共施設の充実度と反比例する性質があります。総合病院の誘致・施設整備や総合運動公園建設事業、駒柴小学校改築事業の進捗などにより平成11年度末に63.1億円あった残高が、平成24年度末(見込額)では10.1億円に減少しています。





## 第2 財政収支見通しと課題

---

### 1 財政収支見通し

財政運営にあたっては、自らの財政状況の実態を分析し、財政構造、財政運営等の良否を正確に把握し、経済情勢や行政需要動向など財政収支へ影響を及ぼす要因を踏まえて将来を予測し、財政の効率性や長期的な安定性等を確保するために適時適正な対策を講じることが必要です。

そのため本市では、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」第17条において「財政収支見通し」の公表を義務付け、制度に裏打ちされた試算及び公表のサイクルを確立しています。

#### (1) 推計方法

財政推計<sup>8</sup>は、普通会計をベースに、平成23年度決算額又は平成24年度決算見込額などを基礎数値として平成24年8月時点で推計（平成25年1月一部修正）を行い、各年度の決算収支額を算出しました。

推計に当たっては、歳入・歳出それぞれの項目ごとに過去の実績や現状を勘案するとともに、本市の人口動態やわが国の経済成長率その他の前提条件を変動要因として加味しました。

また、第3次財政健全化プラン以前の財政健全化の取組事項については継続を基本に、その効果額を反映させています。

なお、推計方法の詳細等については、資料として掲載しました。

#### (2) 財政収支見通し

現行制度の下、現在の行財政運営を継続した場合、平成26年度までは概ね平成23年度程度の決算規模及び収支差引額（黒字額）を維持するという推計結果となりました。

一方、平成27年度においては、一部事務組合の大型事業（龍ヶ崎地方塵芥処理組合：施設長寿命化事業、稲敷広域市町村圏事務組合：消防・救急無線デジタル化事業）を想定したこともあり、当該年度以降、収支差引額（黒字額）が減少し、平成31年度は約1千2百万円まで縮小するとの推計結果となりました。この収支差引額の規模は、決算規模からすると些少な額であり、景気動向等によっては赤字となることも危惧される水準です。

なお、赤字決算を回避する手法の一つが基金繰入れですが、平成23年度末の一般財源基金残高は約28億円と標準財政規模（平成23年度15,118,577千円）の20%に満たない状況です。

---

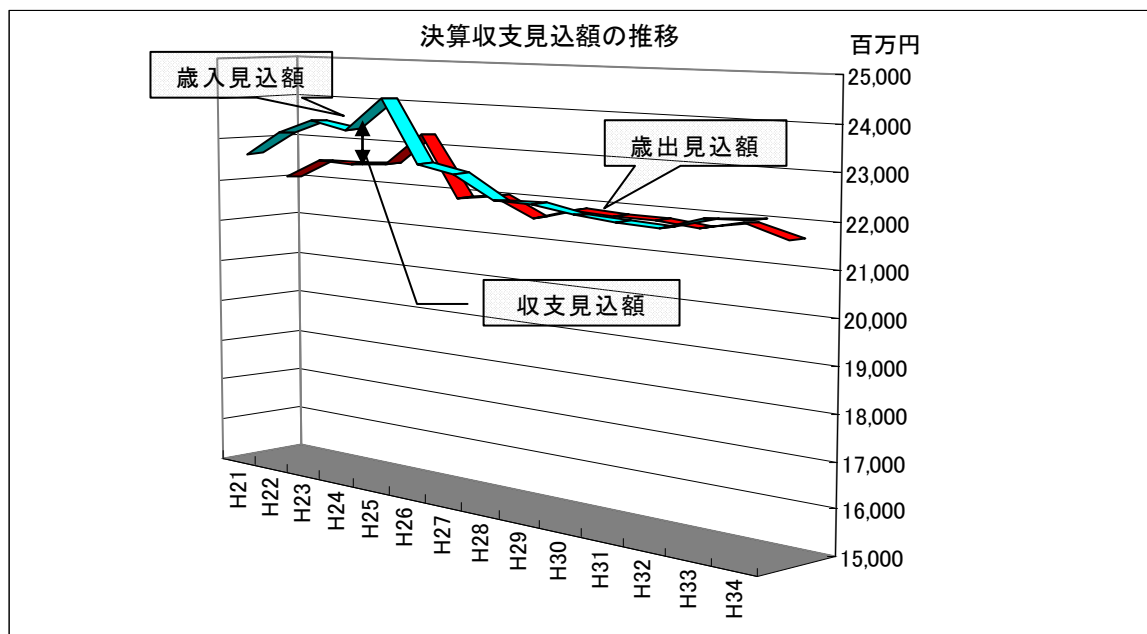
<sup>8</sup> 財政推計は、多くの前提条件や想定に基づく試算値であるため、個々の数値の変動よりも全体傾向把握に有効。なお、地方財政は、法律等の制定・改廃の影響を大きく受けるため予見可能性が極めて低く、国の制度改正等が行われた場合は、推計結果と大きな乖離が生じることがある。

財政推計に基づく財政収支見通し

(百万円)

区 分	H25	H26	H27	H28
歳入決算見込額(A)	24,178	22,734	22,563	22,037
歳出決算見込額(B)	23,290	21,871	21,995	21,579
収支見込額(A)－(B)	888	863	568	457

※個々に四捨五入しているため表内の計算が合わない場合があります。



## 2 行政運営上の課題

本市が日常的な公共サービスを担う基礎的自治体としての責務を果たし、今後とも主体的なまちづくりを展開して市民生活の向上を図るためには、柔軟性のある持続可能な財政基盤の構築が不可欠です。

また、現在の社会・経済情勢を勘案すると、まちの活力を維持し、持続的な発展を担保するためには様々な施策展開も必要となりますが、それを支える財政基盤の確立が行政運営上の大きな課題となります。

その「財政基盤の確立」の最たるものは「財源確保」にほかなりません。これは「経常的な歳入を増やし、経常的な歳出を減らす。さらに、臨時的な歳出に備えるため、基金を確保すること。」と要約できますが、今後の地方財政は、急速な進行が予想される少子高齢化とこれに伴う人口減少社会の到来により、地方税収入等の減少（担税力の低下）と医療・介護等の社会保障関係費の増加の同時進行が予想されるなど、財政運営上の大きな懸念材料を抱えています。

少子高齢社会に起因する財政運営上の構造的な懸念への対応については、行政運営全般に係わることであり中長期的な視点での取組が必要です。行政の限られた経済的・人的資源を前提に、新たな地域経営の仕組みを構築していくことなども大きな課題であり、多様な取組を通して柔軟な財政構造へと転換を遂げる必要があります。

### 第3 中期財政計画の策定

---

#### 1 計画策定の趣旨と方向性

基礎的自治体の責務を果たすとともに、本市の最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」実現の財源を担保するためには持続可能な財政基盤の構築が不可欠です。

したがって、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、平常時にあっても財政運営目標を定め、財政力強化の取組を推進することが必要です。このため、本計画では財政運営目標を達成するために必要な取組等を定めることとします。

#### 2 計画期間

計画期間は平成 25 年度から平成 28 年度まで（4 年間）とします。

「龍ヶ崎市第 3 次財政健全化プラン」の計画期間が平成 24 年度までであること、さらに、本市の最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の計画期間が平成 28 年度までであることを勘案しています。

#### 3 財政運営の目標

第 3 次財政健全化プラン以前の財政健全化目標においては、その前提となる財政推計の結果、収支ギャップ（赤字）の発生が見込まれたことから「財政収支の改善」を主眼として、収支ギャップの縮小・均衡を目指すものでした。そのため、目標値も「12 億円以上の財源確保」や「50 億円以上の削減」などの財源確保額を掲げていました。

しかし、本計画の前提となる財政推計においては低水準ながらも黒字の維持が見込まれます。また、「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック」（財務省）の基準によると、本市は「収支低水準」「積立低水準」「債務高水準」の状態にあります。このようなことから、平常時における柔軟な財政構造の構築など、財政力強化を推進するための目標値とします。

なお、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 21 条第 1 項及び同条例施行規則第 12 条の規定による財政運営目標は以下のとおりです。

- ・基礎的財政収支 黒 字
- ・経常収支比率 90%以下
- ・積立金残高比率 35%以上
- ・実質債務残高比率 180%以下
- ・社会資本形成の将来世代負担比率 30%以下

##### (1) 財政収支の改善

目標値	基礎的財政収支の黒字維持
-----	--------------

財政の持続性を確保するためには収支の黒字維持が前提となります。

基礎的財政収支とは、歳入では繰越金、基金繰入金及び地方債を控除し、歳出では基金積立金及び公債費を控除したうえで収支差引を行うため、単年度の純粋な収支状況を表します。

本計画の期間中の基礎的財政収支は黒字維持を見込んでおりますが、歳入歳出両面にわたる改革を進め、収支低水準の状態からの脱却を図る必要があります。

## (2) 柔軟な財政構造への転換

<b>目標</b>	<b>柔軟な財政構造への転換</b> (經常収支比率 90%以下) (積立金残高比率 35%以上)
-----------	---

財政の柔軟性を維持することは、市政運営の自由度にかかわる重要ポイントです。經常収支比率は、歳入歳出決算額を經常・臨時の別に区分し、市税など經常的に収入が見込める一般財源が、經常的に歳出する経費に充てられた割合を表し、比率が低いほど、臨時的な経費や投資的な経費に充てる一般財源の確保が容易となります。

積立金残高比率は、年度間の収支を調整し、財源不足を平準化する機能や、突発的な財源不足に対応する機能を有する積立金の多寡を表し、比率が高いほど財源調整力に優れていることとなります。

本計画の期間中は少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少などにより、地方財政は歳入面では「右肩下がり」、歳出面では「右肩上がり」と財政収支ギャップの拡大が予想されます。国においては「社会保障と税の一体改革」などが進められようとしていますが、地方においても公共サービス提供などが破綻の危機に瀕する前に、公共の担い手・役割分担の再構築や公共施設の再編成を推進するなど、自ら「備え」を固めることが急務です。

このような基本認識にたち、持続可能で柔軟な財政構造へ転換するための取組を推進します。

## (3) 将来負担額の削減

<b>目標値</b>	<b>将来負担額の削減</b> (実質債務残高比率 180%以下) (社会資本形成の将来世代負担比率 30%以下)
------------	---

財政収支の改善や、柔軟な財政構造へ転換するためには、現在の公債費負担の削減が必要です。これとともに財政の持続性を担保するため、将来の世代に過大な負担を強いることがないよう地方債残高など長期債務の削減が重要となります。

実質債務残高比率は、地方債残高に加え、本市財政の特徴である多額の債務負担行為残高も反映した長期債務残高の状況を表す比率であり、社会資本形成の将来世代負担比率は、普通会計の貸借対照表から資産形成の状況と、それにかかる負債の

状況を表す比率で、いずれも将来の世代の負担の多寡を計る指標となります。

本市では、従来から長期債務残高の削減に取り組み、順調に削減してきました。本計画の期間中に 40 億円以上の将来負担額の削減が見込まれますが、事業のより一層の計画的・効率的な執行に努め、新規市債の借入を抑制することなどにより、債務高水準の状態からの脱却を図ります。

## 第4 財政力強化の取組

---

### 1 目標額

本計画における財政力強化の目標額は、次のとおりとします。ただし、本計画においても、第 3 次財政健全化プラン以前の取組の継続を基本としていますので、当該効果額は財政推計に算入済みであることから、ここでは計上しません。

したがって、本計画における目標額は、累次の財政健全化策による継続した取組の効果額の推計値を上回る部分となります。

また、財政効果の発現時期が中長期を要すると予想される取組については、本計画ではその効果額を定性効果とし、計画期間内の発現や上積みを目指すこととします。

#### (1) 歳出削減目標額

歳出削減による効果額は、事業仕分けの後発効果、定性効果の顕在化及び継続した取組の上積みなどで、単年度 1 億円以上（計画期間内平均、財政推計算入済額を除く。）の削減を目指します。

したがって、計画期間である平成 25 年度から平成 28 年度までで、累計 4 億円以上の歳出削減を目指すこととします。

#### (2) 歳入確保目標額

歳入確保による効果額は、市税の徴収率向上の取組、定性効果の顕在化及び継続した取組の上積みなどで、単年度 5 千万円以上（計画期間内平均、財政推計算入済額を除く。）の確保を目指します。

したがって、計画期間である平成 25 年度から平成 28 年度までで、累計 2 億円以上の歳入確保を目指すこととします。

### 2 取組事項

本計画の期間における財政力強化のための取組は、次のとおりとします。

本市では、累次の財政健全化の取組に伴う行政内部の簡素合理化、経費の削減が相当進展しているなどから、21 年度以降は良好な決算となっています。

しかしながら、社会保障関係費の増嵩、公債費の高止まり、市税の減収基調とい

った状況下、国の「地方配慮」という方針（地方交付税等依存財源の増収）に支えられた好決算との見方もできます。

そのため、持続可能な財政基盤を構築することが喫緊の課題となっており、行財政改革の歩みを止めることなく推進し、より効率的な行財政運営に努めなければなりません。

今後、本格到来する少子高齢社会、人口減少社会においては、社会保障関係費の伸びと担税力の減少がいわゆる「ワニの口」のように拡大することが予想されます。これは国全体の大きな問題ではありますが、本市においても、大きな影響が見込まれることから、将来に備え柔軟な財政運営を行えるよう、財政の弾力性の向上のための取組が必要となります。

また、財政負担の平準化の観点からは、地方債の活用も有効な財源調達手法であります。一方で、将来の財政負担が生じることとなるため、地方債を発行する時点の意思決定に参画しえない将来の世代に過大な負担を強いることの無いよう留意しなければなりません。

さらに、財政状況急変時の調整財源として、一般財源基金を一定レベルまで積み増すことも重要です。

なお、財政運営目標達成等のための具体的な方策は次のとおりです。

#### (1) 人件費の抑制

第5次龍ヶ崎市定員適正化計画改訂版（平成23年3月）に基づく定員管理を確実に実行し、人件費の抑制を図るとともに人材確保・育成に努めます。

また、行政機能のスリム化や公共サービスの役割分担の変化に応じて、新たに「(仮)職員配置計画」を策定し適正配置員数等の精査に努めます。

#### (2) 公債費の抑制

最終年度残高一括償還方式で借り入れた市債について、借り換えを行うことにより償還負担を平準化し、単年度の償還負担を軽減します。

なお、借換対象既往債は平成25年度約2.2億円、平成26年度約1.7億円、平成27年度約2.6億円となっています。

#### (3) 長期債務残高の縮減

計画期間内の一般会計の元金償還額は、毎年26～27億円程度（最終年度残高一括償還分を除く。）と見込まれることから、新規借入額を毎年20億円以下（計画期間内平均、借換債を除く。）に抑制します。これにより、都市再生機構償還金残高、一部事務組合償還負担残高と合わせた長期債務残高の単年度10億円（計画期間内平均）以上の削減を目指します。

#### (4) 事務事業の整理統合等

事業仕分けの判定結果にかかる市の方針に基づき、対象事業の整理統合等を推進します。特に、平成24年度以降の本格反映となっている事務事業に留意することと

します。

また、一定規模以上の公共事業を計画する場合、計画策定過程において、初期投資から更新にいたるフルコストを算定・公表することにより、議論の深化を図り、現在の市民ニーズと将来負担がマッチングした最適な事業化を推進します。

#### (5) 公共施設の全体最適化

公共施設の利用環境の改善、運営の効率化及び統合などを推進するため、公共施設の現況把握とともに、人口動態や社会経済情勢等の変化を踏まえ、その役割、運営費用、更新費用などを総合的に勘案した「公共施設再編成の基本方針」に基づき計画的に推進します。

#### (6) 特別会計の独立性の向上

特別会計の運営は、法令等に基づき一般会計等で負担する経費以外は、「独立採算」が原則であることから、徴収率向上の取組、事務事業の効率化、料金等の見直しなどにより経営改善を推進します。

#### (7) 一部事務組合の経営効率化等

一部事務組合による広域化のスケールメリットを享受できるよう、さらなる事務の効率化、組合予算の総額抑制を求めるものとします。

特に、塵芥処理施設の長寿命化や消防・救急無線デジタル化などについては多額の財源を要することから、事業計画については、早期に構成市町村間での協議を実施するよう調整します。

#### (8) 外郭団体の経営力強化

外郭団体は自主・独立を旨とし、合併や公益法人化等、様々な取組を行っておりますが、さらなる組織のスリム化、運営経費の総額抑制を推進し、管理部門に対する補助金を逡減します。

また、外郭団体への業務委託については、民間事業者等との競合を想定した仕様及び積算とし、赤字補てん的な補助金支出は行わないものとします。さらには、当該業務から適正利益を確保し、非営利部門の経費に充当すべく経営改善を求めることとします。

#### (9) 自主財源と受益者負担等の公平性の確保

##### ①課税客体の確保

自主財源の柱は市税となりますが、現下の社会経済情勢や人口動態等を勘案すると、課税客体の増加は非常に厳しい情勢にあります。しかしながら、本市には龍ヶ崎ニュータウンをはじめ優良な宅地があり、都市基盤の整備も概ね終了し、流入人口の受け皿は整備されており、主要施策である「子育て環境日本一」などの施策を推進するとともに情報発信に努め、「子育て世代」＝「今後、担税力が期待できる若年層」の流入及び定住を促進します。

また、首都圏方向からの人口流入が鈍化していることも踏まえ、多方面からの流入を促す施策展開を実施します。

#### ②市税徴収率等の向上

公平性の観点から、徴収率向上及び適正課税をさらに推進します。コンビニ納付など納税環境の向上に努める一方で、租税債権機構の有効活用や賦課・徴収権者としての毅然たる態度も肝要です。特に、高額滞納事案などについては、差し押さえ等の積極的な滞納処分を行うなど、負担の公平性の見地からもより一層の徴収率向上対策を推進します。さらに、土地の現況、未調査建物などの課税客体把握等を推進します。

#### ③使用料・手数料等の見直し

応益負担の原則、受益者と非受益者の負担の公平性などに留意し、使用料・手数料等の適正化を推進します。

#### (10) 基金残高の確保

財政状況の急変時における収入欠陥や緊急的支出の即応手段の一つは基金繰入れです。このため、一般財源基金を計画的に積み増し、弾力的な対応力の向上を図ります。

### 3 計画実施後の財政収支見通し

本計画による財源確保目標額は、累計 6 億円以上となります。この目標を達成した場合は、計画最終年度（平成 28 年度）の収支見込額 4 億 5 千 7 百万円（P7 2-1-(2) 参照）にこの効果額が加算されることから、収支見込みは 10 億円を超え、平成 23 年度の普通会計実質収支額（10 億 1 千 6 百万円）を上回ることとなります。

一方、経済情勢などの影響により財政推計値に対する実績額の下振れが発生した場合を想定することも肝要です。財政環境次第によっては、目標を達成しても、収支均衡には至らない事態や、即効的な財政効果が期待できる行政の内部改革が相当進展している現状を踏まえ、目標達成は容易なことではないことを再認識しなければなりません。

### 4 進行管理と公表

平成 25 年度以降の本市の財政運営は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を本格的に適用することとなります。同条例及び同条例施行規則の規定による財政運営目標を達成するためには、市民の皆さんのご理解・ご協力が不可欠です。

このため、本計画の推進にあっては、同条例の特徴的な条項である「情報の共有化」（同条例第 6, 7 条）を推進することとし、毎年、本計画の進捗状況の把握・進行管理を行い、また、進捗状況を広報紙や市公式ホームページ等を活用して適時公表することとします。



## 【資料】

### 1 財政推計の性質等について

- ア 財政推計は、各種前提条件に基づく試算の性質上、全体の傾向把握に主眼をおいたもの。このため、事後に個々の数値や計数を検証した場合、推計値と実績値の間に大きな乖離やバラツキが見られることがある。特に、歳入の大宗を占める市税及び地方譲与税交付金等、歳出の扶助費は、法令改正に左右されることから、自治体による予見可能性は皆無に等しい。
- イ 本推計は、平成 24 年 10 月時点(平成 24 年 12 月一部修正)で行ったもので、推計の前提条件は現行の制度・仕組みとしている(実施決定済みのものは算入)。
- ウ 政権交代に伴う制度等の変革期にあるが、現段階では、制度改正等の考え方や基本的な方向性が示されるのみ。このため、今後、推計に大きく影響を及ぼす制度改正等が明らかとなった場合は適宜推計を行い、財政収支見通しの修正を想定。

### 2 推計方法等

#### (1) 基本事項

- ① 算定ベース:普通会計
- ② 基礎数値:平成 23 年度決算額又は平成 24 年度決算見込額
- ③ 推計期間:平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年度間
- ④ 共通パラメーター(変数):人口及び経済成長率を設定

ア 人口:「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン(平成 24 年 2 月)」策定に用いた推計人口。ただし、平成 24 年度は住民基本台帳人口。

イ 経済成長率:名目経済成長率。この場合、内閣府経済動向調査等を勘案し、平成 25 年度+1.90%、平成 26 年度+2.60%と想定。

#### (2) 推計方法

- ① 推計の基本:項目別に、基礎数値にパラメーターを乗じて算出。
- ② パラメーターは、関係性を反映し、適用範囲を選択。

ア 一般的な事項は「人口増減率」

イ 市税個人分では「生産年齢人口増減率(15 歳以上 65 歳未満)」

ウ 児童保護費国庫負担金では、「15 歳未満人口増減率」。

- ③ 変化が顕著な項目は、増減率(想定)を反映。

ア 障がい者自立支援給付費等では増加傾向を考慮して別途増加率を加算。

- ④ 特例措置等は、当該暫定期間中のみ適用。

- ⑤ 変動が僅少な事項は、定額推計。

ア 特別交付税

イ 臨時財政対策債

など

### 3 財政収支見通し

#### (1) 表の見方

- ① 大項目別に、歳入は地方税から地方債の22区分、歳出は性質別に、人件費から繰出金の12区分に整理し、推計値を計上。
- ② 歳入合計から、歳出合計を差し引いた「収支差引」が、単年度収支額。
- ③ 累積収支不足額は、単年度収支額がマイナスの場合の累積値。

#### (2) 収支見通し

- ① 平成24年度は、8.8億円程度の黒字(基金繰入後)を予想。
- ② 何らの手立てを講じることなく現在の行政運営を継続し、かつ、一般財源基金の繰入れを見込まない場合、平成31年度では収支差引額が0.1億円程度まで減少。  
※ 平成23年度末の一般財源基金残高は28億円程度の見込み。これは標準財政規模(平成23年度15,188,577千円)の20%に満たない状況であり、景気動向等によっては、一般財源基金の枯渇が危惧される状況。
- ③ 本推計では期間中、赤字額は発生していないが、前述のとおり収支差引は平成31年度に0.1億円まで減少する推計であり、赤字転落も十分想定できる水準。

### 4 留意事項

現在は制度の改変期に当たり、推計の前提条件も多くの不確定要素を含む。加えて、財政運営に大きく影響を及ぼす制度改正等については、自治体による予見可能性が極めて低い状況にある。

このため、向こう3年程度の推計の妥当性はともかく、それを超える中長期推計は全体の傾向把握には有意と考えられるが、計数把握面では妥当性に欠ける。

龍ヶ崎市財政収支見通し(平成24年10月現在)

※項目ごとに百万円単位に四捨五入してまいりますので、表内の計算が合わない場合があります。(単位:百万円)

項目	H22決算	H23決算	H24見込み	H25推計	H26推計	H27推計	H28推計	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計
地方税	10,068	9,999	9,761	9,759	9,770	9,803	9,833	9,891	9,931	9,976	10,028	10,121	10,174
地方譲与税	302	316	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
利子割交付金	35	26	15	15	15	15	16	16	16	17	17	17	18
配当割交付金	16	18	17	17	17	18	18	18	19	19	19	20	20
株式等譲渡所得割交付金	6	7	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9
地方消費税交付金	664	664	690	704	722	735	747	761	774	788	802	808	822
ゴルフ場利用税交付金	53	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
自動車取得税交付金	66	59	75	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
地方特例交付金	142	124	53	37	26	18	13	0	0	0	0	0	0
地方交付税	3,459	4,114	3,832	3,649	3,554	3,352	3,068	3,124	3,129	3,107	3,087	3,181	3,069
交通安全対策特別交付金	15	14	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16
分担金及び負担金	225	229	280	280	280	280	279	279	278	278	277	276	275
使用料	372	372	382	382	385	385	385	384	383	383	382	381	380
手数料	46	44	45	45	45	45	45	45	45	45	45	44	44
国庫支出金	2,886	2,897	2,617	2,907	2,555	2,462	2,468	2,470	2,472	2,478	2,478	2,484	2,488
都道府県支出金	1,503	1,511	1,573	1,617	1,455	1,471	1,492	1,508	1,522	1,538	1,552	1,568	1,582
財産収入	66	16	19	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7
寄附金	5	42	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	17	4	134	225	25	5	5	5	5	5	5	5	5
繰越金	628	749	1,117	882	888	863	568	457	222	102	79	618	164
諸収入	712	784	696	694	691	687	637	634	632	621	618	618	617
地方債	1,937	1,946	1,733	2,437	1,779	1,896	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934
蔵入合計	23,221	23,579	23,409	24,178	22,734	22,563	22,037	22,056	21,893	21,817	21,785	22,066	22,122
人件費(事業費支弁人件費を含む)	4,222	4,308	4,182	4,114	3,939	3,901	3,841	3,818	3,685	3,598	3,574	3,407	3,351
物件費	2,765	3,103	3,059	3,188	3,285	3,308	3,357	3,428	3,514	3,593	3,585	3,751	3,730
維持補修費	114	120	167	171	175	178	182	185	189	192	196	199	203
扶助費	4,678	5,082	5,059	5,031	5,089	5,071	5,045	5,020	5,003	4,972	4,956	4,936	4,906
補助費等	3,742	3,310	3,345	3,079	2,612	3,137	2,653	2,700	2,740	2,994	3,006	3,046	3,089
普通建設事業費(事業費支弁人件費を除く)	1,350	629	963	1,946	746	631	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900
災害復旧費	1	534	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	2,943	2,981	3,013	3,215	3,405	3,005	2,675	2,795	2,744	2,571	2,472	2,568	2,333
積立金	673	263	213	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8
投資及びひ出資金	6	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
貸付金	26	41	45	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
繰出金	1,954	2,087	2,382	2,499	2,574	2,717	2,779	2,840	2,870	2,939	2,971	3,049	3,083
蔵出合計	22,472	22,462	22,527	23,290	21,871	21,995	21,579	21,833	21,791	21,805	21,706	21,902	21,642
収支差引	749	1,117	882	888	863	568	457	222	102	12	79	164	480
累積収支不足額													

地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し(平成24年10月現在)

(単位:百万円)

項目	H22決算	H23決算	H24見込み	H25推計	H26推計	H27推計	H28推計	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計
地方債残高	28,218	27,281	26,519	26,127	24,910	24,162	23,742	23,217	22,737	22,409	22,168	21,843	21,724
債務負担行為残高	3,828	3,567	3,341	3,089	2,850	2,606	2,354	2,095	1,837	1,608	1,381	1,150	912
一般基金残高	3,453	3,713	3,790	3,568	3,550	3,552	3,555	3,557	3,560	3,562	3,565	3,567	3,570